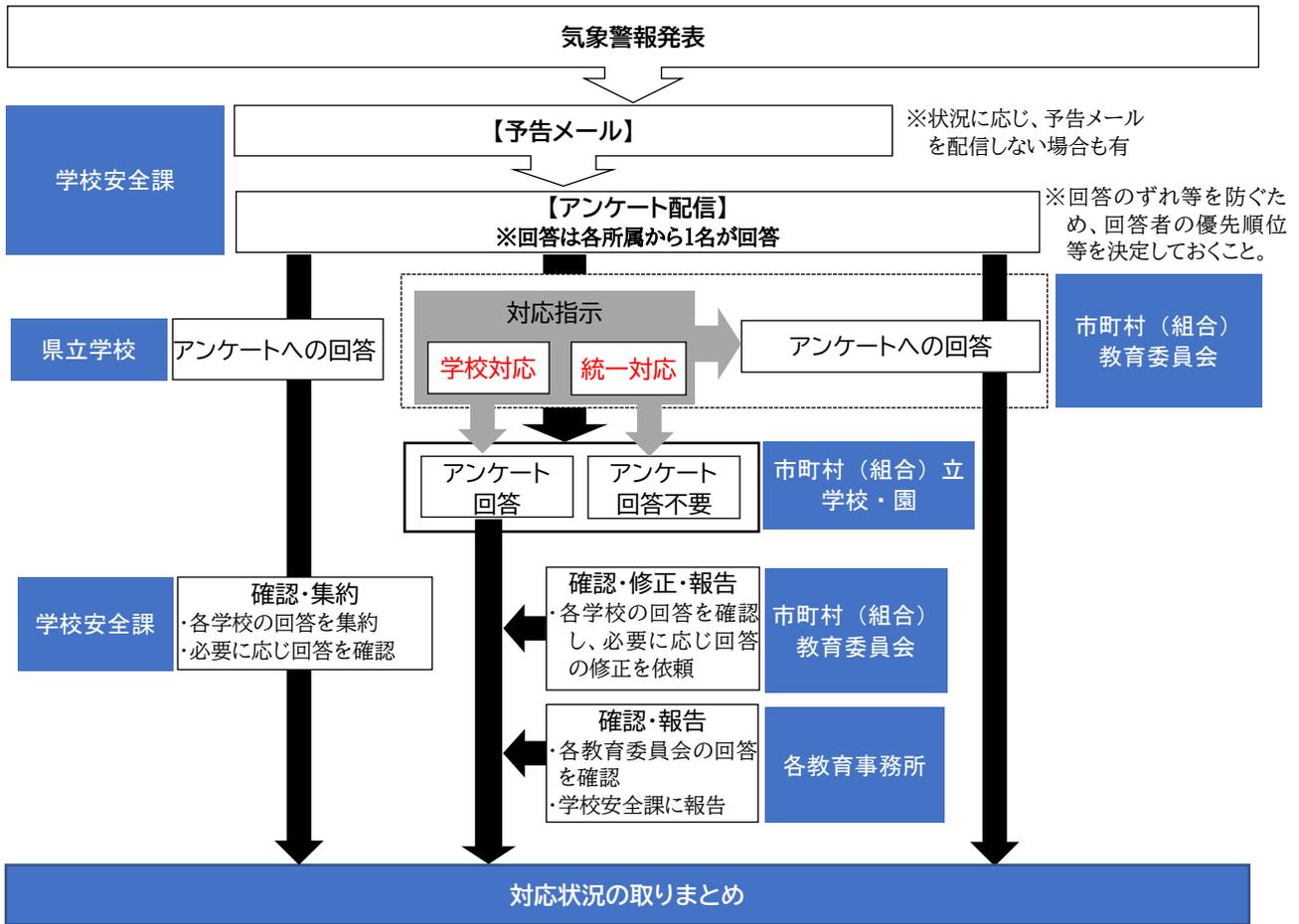


気象警報発表時のアンケート回答の流れ



アンケート回答の報告について

- 各教育事務所は、教育委員会においては各管内、市町村内の全ての学校・園の回答結果を把握可能。
- 複数回答により対応にずれがある学校、未回答の学校についての確認を把握、報告を行う。

○各教育事務所

- 各教育委員会との間の報告の方法については、両者で協議をし、決定すること。
- 対応のずれ、未回答の学校・園について、市町村（組合）教育委員会より確認した結果を学校安全課へ電話にて報告
午前6：30以前に警報が発表されている場合は、9：20を第一報の報告の目安とする。
それ以外の時間帯での警報発表については、都度指示を行う。
- 警報発表の状況等によっては学校安全課から問合せを行う場合がある。
- 19：00以降の警報発表の場合は、定時制課程の帰宅確認、引き渡し完了報告を学校安全課に電話にて行うこと。

○各市町村（組合）教育委員会

- 複数名の回答による対応のずれ、未回答が見られる学校について該当学校・園に確認をし、アンケート回答の修正を依頼する。
- 対応に変更があった学校について教育事務所に報告を行う。
- 警報対応の発表について市町村（組合）教育委員会にて一括で対応する場合は、必ず事務所・教育委員会用アンケートへの回答を代表者が行うこと。
- 対応を指示する場合の連絡方法については、各教育委員会と学校間で決定すること。
- 19：00以降の警報発表の場合は、定時制課程の帰宅確認、引き渡し完了報告を教育事務所に電話にて行うこと。

○各学校

- アンケートへの回答は1名が代表して回答をすること。
- 対応に変更が生じた場合は、原則として一度目のアンケートに回答した者が自身の回答を修正すること。